## 裁判所めぐり

# 旭 川

### 地 方

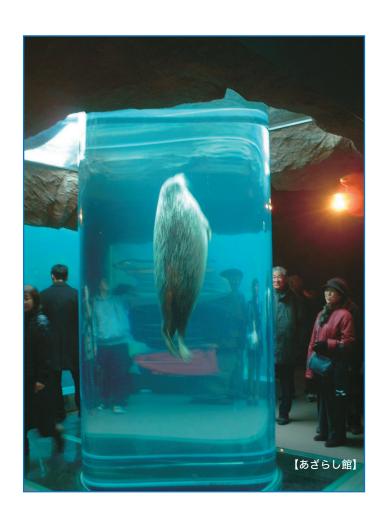
### 家 庭

## 裁判所

#### ■道北地方の自然と観光■

旭川地方・家庭裁判所の管轄区域は、北海 道北部に位置し、北海道の屋根といわれる大 雪山系を中心とした奥深い山々、それらに源 を発する石狩川や天塩川、さらに日本海、オ ホーツク海に面した海岸地帯と変化に富み、 自然に満ちあふれた地域です。

旭川市の街並みは、碁盤の目のように整然と区画され、JR旭川駅から北へ続く大通りは 買物公園と呼ばれ、日本で最初の通年歩行者 天国となったことで知られています。





旭川市最大の観光スポットは, 旭山動物園です。

日本最北の動物園として昭和42年に開園 し、昭和58年には年間60万人ほどの入園者が ありましたが、特に珍しい動物がいなかった こともあり、その後は減少し続けました。

平成6年, エキノコックス症により, 人気者だったゴリラなどが相次いで死亡したため, 入園者の安全を考慮し, 年度の途中で営業を打ち切ることとなりました。

翌年,無事に営業が再開されましたが,入 園者数の減少に拍車がかかり,平成8年には 約26万人にまで落ち込みました。

そこで、入園者数を少しでも増やすため、 単に動物の姿を見せるだけの展示方法から方 向転換し、オランウータンが高さ17メートル の頭上に張られたロープを渡り、餌を取りに 行く姿がスリリングな『オランウータン舎』や、 水中トンネル内から、頭上を飛ぶように泳ぐ ペンギンを見ることのできる『ぺんぎん館』、 ホッキョクグマの豪快なダイビングの追力に 圧倒される『ほっきょくぐま館』, アザラシが マリンウェイ(円柱水槽)の中から来園者を のぞき込む姿が愛らしい『あざらし館』など, 動物たちが生き生きと動く姿を観察すること ができる『行動展示』を実現する施設を次々 と完成させました。

また、冬期開園時には、普段柵の中にいるペンギンが外に出て、園内を散歩します。来園者の目の前を列になって歩く姿は、冬の風物詩となっています。

これらの取組が評判を呼び、昨年は年間の 入園者数が206万人を超え、東京の上野動物 園に次いで全国第2位となりました。

当裁判所の管内は、北海道の中でもとりわけ自然環境が厳しく、冬は、気温が氷点下30度を下回ることもあり、夏との寒暖差は60度にもなります。我が国最北端に位置する稚内市は冬期間、日本海を渡る激しい北西風の吹雪が終日続き、交通機関が不通になることも珍しくありません。厳寒期には、アムール川の河口付近で生まれた流氷が南下し、オホーツク海を覆い尽くします。紋別市では、船首についたドリルで流氷を割りながら突き進むガリンコ号が観光の目玉となっています。





北海道のほぼ中心に位置する富良野・美瑛 地区は、テレビドラマの舞台となったことで 一躍脚光を浴びました。山の斜面に広がる彩 り豊かな花畑や、様々な農作物の畑がなだら かに重なり合う丘などの美しい景観が人気で す。

このように、自然豊かな道北地方に、ぜひ 一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

#### ■道北地方の裁判所■

旭川地方・家庭裁判所の管轄区域は、約2万3,000平方キロメートルで四国と長崎県を合わせた面積と同じくらいです。

裁判所は本庁のほか,支部4庁,簡易裁判 所9庁(うち4庁は,家庭裁判所出張所を併設) が設置されています。

平成13年まで旭川市を除く支部・簡裁所在地は、弁護士のいない、いわゆる弁護士ゼロ地域でしたが、稚内市に個人事務所、名寄市・紋別市・留萌市にそれぞれ公設事務所ができ、地域の方々への司法サービスが向上しました。

#### ■裁判所に行ってみよう!■

旭川地方・家庭裁判所の庁舎廊下には、平成15年から旭川市内の小学生が描いた絵画を展示しています。鮮やかな色彩でのびのびと描かれた作品は、どれも見ているだけで心が

あたたまり、ほのぼのとした気持ちになると 来庁者からも好評です。

また、春と秋の年2回、市民講座を開催しています。5回目となる今回は、「法律クイズトラブル笑劇場」と題し、職員が交通事故など身近なトラブルを題材とした寸劇を演じ、裁判官が解説を加える形式で進行しました。参加者からは笑いが起こり、後に集計したアンケートでも「面白く、わかりやすかった」「裁判所が身近に感じられた」と大変好評でした。当日は、裁判員制度の広報用映画『評議』の上映と裁判官を交えての意見交換会も開催しました。活発な意見が出され、裁判員の仕事について理解を深めてもらうことができました。

夏休みには、小学生を対象にした『子供企画』 を行っています。子供たちが裁判官等に扮し 模擬裁判を行ったり、クイズや裁判所探検ツ アーなどで、楽しみながら裁判の仕組みを学 んでもらうことができました。

これからも、親しまれる裁判所を目指し、 さまざまな催しを企画していきます。





#### ■裁判員制度ウォーキング■

初夏の自然を満喫するため、「美瑛町白金温 泉まで歩いて行こう!」と職員が集まりました。

朝4時に旭川の裁判所を出発し、50キロメートル(途中参加者は20キロメートル)の道のりを10人の職員で歩きました。丘陵地帯は上り坂が多く大変でしたが、美しい景色や爽やかな風に後押しされ、大雪山系の麓にある白金温泉に、午後3時に到着することができました。

このウォーキングは昨年も行いましたが、 今年は、『裁判員制度』のたすきを掛け、制度 のPRも兼ねて行いました。途中、偶然通りか かった地元新聞社から取材を受けるなど、予 想外のPRができました。

#### ■読めるかな?

北海道にはアイヌ語に由来する地名が多く, 難読で知られています。次の場所は当裁判所 管内にある地名ですが,いくつ読むことがで きるでしょう?

(1)母子里 (2)興部 (3)音威子府

(4)增毛 (5)敏音知

答えは25ページ下部にあります。